令和　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

所 　在　 地

法　 人 　名

代表者職氏名

公募提案書・宣誓書

高松市地域包括支援センター運営業務委託モデル事業公募型プロポーザルについて、次に掲げる事項を宣誓し、公募提案書類等を提出します。

１　宣誓事項

(１)　老人福祉法(昭和３８年７月１１日法律第１３３号)第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第１項で規定する包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成１０年法律第７号)第２条第２項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人であること。

(２)　法第１１５条の２２第２項の規定に該当しないこと。

(３)　高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成２４年１２月２６日条例第８５号）の規定により、各基準等に基づく包括センター及び指定介護予防支援事業所の運営が可能な法人であること。

なお、地域包括支援センターの職員の員数について基準を満たすことができない場合は、企画提案時において、社会福祉士その他これに準ずる者１人及び主任介護支援専門員１人を含む基準員数の５割以上の職員を業務開始時に配置できる見込みがあること。

(４)　高松市において指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を行った経験がある者を配置できること。

(５)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する法人でないこと。

(６)　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第３条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(７)　本プロポーザルの公表の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）による指名停止を受けていないこと。

(８)　本プロポーザルへの参加申込の提出の時点において、国及び市税の滞納がないこと。

(９)　提出した公募提案書類等の内容は、事実と相違ないこと。

(10)　本誓約事項に相違があった場合は、公募型プロポーザルの参加資格を取り消されても異議申し立てを行わないこと。

担当連絡先

所　　　　属

責任者職氏名

担当者・氏名

電　　　　話

Ｆ　 Ａ　 Ｘ

Ｅ 　- mail